

(1995年) 平成7年12月5日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

少額減価償却資産の購入・貸付

Q: 当社では、リース会社から少額減価償却資産を購入してそれを同一のリース会社に貸し付けて少額減価償却資産の取得価額の全額を損金に算入して節税をしようと思っています。損金に算入できますでしょうか。

A: ご質問の取引について判例がありますのでご紹介します。

判例では、「会社に完全な所有権があるというには程遠いと認められ、本件資産の取得価額相当額の資金を供与したものとみるのが自然であり、実態に即したものと認められる」として本件資産の取得価額は貸付金とする裁決を行なっています。

理由は、以下のとおりです。

- ① 会社は、特段の事情もないのに本件資産の所有者としての責任を免責されている。
- ② 会社は、本件資産の転貸を承諾するとともに、リース会社の承諾なしに契約上の地位を譲渡できず、著しく所有権を制限されている。
- ③ 途中でリース取引が成立しなくなった場合でも、会社の投下資金回収の道が確保されている。

以上から、会社は少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入の規定を適用することによる損失の先出しという経済的効果を生じさせることを目的として、本件資産の購入・賃貸という法形式をとったものと認められるが税負担の公平の観点から本件資産の取得価額の損金算入は認められず、貸付金とされました。参考にしてください。

